

○地域計画を簡易的に変更する手続きに関する基準について

令和7年10月31日

農林課農業振興係

1. 趣旨

地域農業の将来の在り方に影響が軽微な事案について、制度の適正かつ円滑な運用のため、地域計画を簡易的に変更できる事案を定め、この場合に必要な事項を下記のとおり定める。

2. 基準

簡易的な手続きによって地域計画を変更できる事案は次のとおりとする。

- (1) 基盤法省令第19条に掲げる事由による変更（法人化や相続等）
- (2) 関係者が少ない小規模な農地の転用（太陽光発電設備や、住宅・商業・工業団地など、面的に大規模となる転用は除く。）
- (3) 区域内の縁辺部にあり、今後農業上の利用が見込めない小規模な農地を区域除外する場合。

ここで定める小規模な農地の転用、小規模な農地の区域除外とは、3,000m²未満の変更とする。

3. 簡易手続

簡易的な手続きを次のとおり定める。

- (1) 基盤法第19条第6項に掲げる関係者の意見聴取は、農地利用最適化推進委員会を含む関係者での事前調整をもって行ったものとみなす。
- (2) この場合、協議の場の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができる。

この基準は令和7年11月17日から運用する。